

# 特集・住民自治と同和行政の終結

2012年2月増刊号・目次

住民自治と同和行政の終結—各地からの報告 …梅田 修…	2
茨城県	
同和事業をめぐる現状と課題 ……………新井 直樹…	4
埼玉県	
同和行政を終了する児玉郡 立ち後れる県 ………三枝 茂夫…	14
神奈川県	
「同和問題の最終仕上げ」のために ……………森岡 忠生…	24
長野県	
県の同和行政の推移について ……………佐々木保好…	37
岐阜県	
同和行政の終結の段階 ……………水溪 憲章…	48
愛知県	
終結に向けた取り組みと地域人権運動の前進 …平井 雅希…	58
大阪府	
「乱脈行政」の後片付けと教育・まちづくりの課題…谷口 正暁…	69
島根県	
住民自治と人権を守るネットワーク運動 ………片寄 直行…	79
高知市	
「同和行政」 = 「線引き主義」との決別こそ……中田 宏	88
<hr/>	
2010年度版大阪府	
『人権問題に関する府民意識調査報告書』の特徴と問題点 ……………石倉 康次…	96
<hr/>	
〈部落解放同盟の改正綱領を読む〉	
部落解放同盟新綱領についての一考察	
— 問題解決の到達目標は明らかになっているか …奥山 峰夫…	106
現実からの逃避 — 部落民アイデンティティ論に固執 ……………尾川 昌法…	113
(資料) 部落解放同盟綱領 ……………	121
<hr/>	
(資料紹介)	
人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について ……………梅田 修…	144

■ 島根県 ■

## 住民自治と人権を守るネットワーク運動

片 寄 直 行

はじめに

私は本誌二〇〇九年九月特別号の特集で、「権利意識の高揚をめざす主体の形成を」と題して島根県の状況を報告しました。島根県が二〇〇七年度から同和対策事業を終了し一般対策へ移行したこと、しかし、啓発・教育の分野では同和教育偏重の傾向が強まっていることを指摘しました。今回は、その後の行政・教育の問題点、今後の課題について探ります。

はびこる「人権・同和」教育

島根県は、二〇〇八年一〇月、「島根県人権施策推進

基本方針」の改訂版を策定しました。「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」を土台としており、人権を国民相互の差別問題に矮小化しています。改訂前のように随所に「同和問題をはじめとする人権課題」という表現は目立たなくなりましたが、総論部分には表現が残っているため、人権教育・啓発といいながらも同和教育に偏りやすい性格になっています。

基本方針改訂の翌年・二〇〇九年度の人権施策推進計画「実施計画書」では、一六一事業中「人権・同和」または「同和」と名のつく事業が二三あります。じつに一四％にあたります。中でも多いのが学校教育等で、一一事業中六事業、五五％です。保育所、幼稚園でも人権・同和教育は取り組まれ、教職員の研修等精力的に行われています。

基本方針改訂の内容はパンフレット化されていますが、二〇一〇年には「中学生・高校生版」が、二〇一一年には「小学生版」が発行されています。

### 同和問題は人権問題の代表格？

島根県教育委員会の二〇一〇年度「人権・同和教育重点施策」では、「同和問題は解決の方向に進んではいないものの、依然として差別意識は根深く存在しており、差別事象も跡をたたない」としています。人権問題のなかでも同和問題が最重要課題というところからは、人権に序列をつけることでもあり、誤っています。統計資料など現実からみても当てはまりません。

松江地方法務局人権擁護課が受け付け、毎年公表している「人権侵犯事件の状況について」では、受理件数は二〇〇八年度二三一件、二〇〇九年度二二五件、二〇一〇年度二〇一件です。二〇〇八年、二〇〇九年ともに同和問題による差別待遇事件はゼロ、二〇一〇年中は二件でした。

松江地方法務局人権擁護課は、二〇一〇年度中の具体的な取り組みとして、六件の事例をあげています。原文

を紹介します。

### 事例Ⅰ 母親による子どもに対する児童虐待

子どもと別居している父からの情報提供に基づき、調査を開始した事案である。

情報内容は、母親が子どもに対し、風呂に入れず、体に湿疹が出ても薬を塗らず、また、被害者に栄養失調が疑われる状態であるなど、被害者の健康な生活を妨げる虐待を行っているというもの。

緊急の対応が必要であると判断し、関係機関である市相談室及び児童相談所へ通報し情報の共有を図ったところ、市相談室は既に情報を得ており、虐待の事実は認められなかった。また、被害者の通学する学校に確認したところ、被害者は障害があるものの虐待を窺わせる様子は見られず、元気に通学していることが判明した。

しかし、母親は障害のある子どもを抱えていることから、今後、見守りが必要な家庭であるとして、障害のある子どもを抱えている家族への子育て支援として関与していくことにした。(措置…援助)

**事例2** 教諭による体罰事案

被害者家族から申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、県内の中学校において、教諭が、指導のため被害者生徒に対し、左手拳で被害生徒の頭部をたく体罰を行ったというもの。

調査の結果、体罰の事実が認められたため、相手方教諭に対して、その不当性を強く認識し、今後繰り返すことのないよう「説示」するとともに、学校長に対して、再発防止・根絶を期し適切な指導監督を「要請」した。

(措置：説示、要請)

**事例3** 学校のいじめ防止措置の懈怠かひない\*

被害者家族から申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、県内の中学校において、いじめの訴えを受けながら、学校として組織的に十分な対応を執っていないかったというもの。

調査の結果、学校側は、被害者からいじめの訴えがあったにもかかわらず、十分な事実関係の調査を行わず、学校として組織的に十分な対応を執っていないかった事実が認められたので、学校長に対して、いじめ防止のため

教職員に対する指導監督を徹底し、今後は組織的に十分な対応を執るよう「説示」した。(措置：説示)

(※) 懈怠Ⅱ一定の行為をなすべき期日を徒過して責任を果さぬこと(広辞苑)

**事例4** 個人を誹謗中傷するメモ

行政機関からの通報により、調査を開始した事案である。通報内容は、個人を誹謗中傷する落書きメモを列車内に放置したというもの。

緊急の対応が必要であると判断し、関係機関である行政庁及び鉄道会社と連絡をとり事態を確認したところ、相手方の特定は困難であることから、関係する駅前で悪質な落書きを排除する啓発チラシ及び啓発物品を配布し、また、駅には同啓発ポスターを掲示することとした。(措置：啓発)

**事例5** インターネット上の掲示板への不当な書き込み

被害者から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、インターネット掲示板に被害者特定した上で、誹謗中傷する内容が複数書き込まれたというもの。

調査の結果、申告内容と同様の書き込みがあることを確認できたため、被害者に対し、本件掲示板において定められた方法で削除依頼が可能である旨を助言したものの、被害者自ら被害の回復予防を図ることは困難であると認められたので、当局から掲示板管理者に対し削除要請を行った。(措置・要請)

**事例6** 小学校におけるいじめ防止の措置懈怠

被害者からのSOSミニレターが送付され、調査を開始した事案である。申告内容は、県内の公立学校において、被害者が同級生らからいじめを受けているが、学校側は適切な対応を執っていないというもの。

緊急の対応が必要であると判断し、当局担当官と人権擁護委員が学校訪問し学校長と面談したところ、学校長には当局の訪問までいじめを受けているという認識がなかったが、当局の訪問によって、被害者に対するいじめを認識させ、被害者の心のケアに努め、担任教諭によるコミュニケーションを積極的に図るなど、学校が解決に向けて対応した結果、改善が図られた。一方、当局が被害者に書簡を送ったところ、いじめの状況が改善している内容のSOSミニレターが送付された。(措置・援助)

事例4は、個人を誹謗・中傷する落書きメモが列車内から発見されたことについて行政機関から通報されたものですが、その年度の「人権侵犯事件」統計資料では、該当する事件は、「同和問題に関するもの」一件だけなので、同和問題にからむ落書きメモであることが特定できません。しかし、相手は特定できず、対策としては「啓発」で終わっています。他の事件のように具体的に援助するようなものはありませんでした。

「同和教育をすべての教育の基底にすえる」方針の害悪

島根県が発表した県内市町村の同和対策担当課の名称を表1に示しました。

二〇一一年四月一日時点での市町村数は、二一自治体。同和という名称を冠しているのは、浜田市、出雲市、益田市、江津市、斐川町、美郷町の六自治体のみ。松江市、大田市、安来市、雲南市などは、名称に「同和」のつくものを使用していません。

参考までに都道府県の同和対策担当課の名称を表2に示しました。四七都道府県のうち、「同和」の名称のつくところは一二。九州には多く存在し、西高東低の傾向

表1 県内市町村の同和対策担当課の名称 (H23.4.1現在)

市町村名	市町村長部局	教育委員会
松江市	総務部人権施策推進課	学校教育課
浜田市	総務部人権同和教育啓発センター	人権同和教育室
出雲市	総務部人権同和政策課	学校教育課学校同和教育係
益田市	福祉環境人権センター	人権・同和教育推進室
大田市	総務部人権推進課	学校教育室
安来市	市民生活部人権施策推進課	学校教育課
江津市	市民部人権啓発センター	人権同和教育課
雲南市	総務部人権推進室	人権教育室
東出雲町	総務課	社会教育グループ
奥出雲町	町民課	生涯学習課
飯南町	住民課	社会教育担当
斐川町	総務課人権同和对策課	生涯学習課人権同和教育係
川本町	住民課	教育課
美郷町	住民福祉課人権同和对策室	教育課
邑南町	町民課	生源学習課
津和野町	税務住民課	社会教育係
吉賀町	税務住民課	社会教育・文化財係
海士町	健康福祉課	地域共育課
西ノ島町	総務課	教育課
知夫村	村民福祉課	生涯学習係
隠岐の島町	企画財政課	生涯学習課
該当数	4	5

島根県作成

です。  
部落差別は基本的に解決しているのに、島根県の人権施策が同和問題をことさら重視しているのは、理由があ

ります。「同和教育をすべての教育の基底にすえる」との方針（『島根県同和教育指導資料第一九集』―一九九六年、策定）に縛られているからです。

一九集の特徴は、「同和教育をすべての教育活動の基底に据えて取り組む」、「差別をなくす実践力を培う教育内容」、「地域ぐるみで進める推進体制」などを基本方針としたものです。

二〇一〇年度の県立学校における人権・同和教育活動の集計があります。

（表3参照）

(1) 生徒が学習した人権課題の状況

県立高校五四校中、講演での取り組みでは、多い順番で、①インターネットによる人権侵害（三六％）、②同和問題（三〇％）、③障がいのある人（一六％）。授業での取り組みでは、①同和問題（五六％）、②外国人（四三％）、③女性（三九％）でした。

特別支援学校三五学部中、講演での

表2 都道府県の同和対策担当課の名称 (H23.4.1現在)

県名	知事部局	教育委員会
北海道	環境生活部 暮らし安全推進課	教育支援課
青森県	健康福祉部 健康福祉政策課	学校教育課
岩手県	保健福祉部 地域福祉課	学校教育室
宮城県	保健福祉部 社会福祉課	生源学習課
秋田県	総務部 総務課	義務教育課
山形県	健康福祉部 健康福祉企画課	義務教育課
福島県	保健福祉部 社会福祉課	学校生活健康課
茨城県	保健福祉部 人権施策推進室	人権教育室
栃木県	県民生活部 人権施策推進課	総務課
群馬県	生活文化部 人権男女共同参画課	義務教育課
埼玉県	県民生活部 人権推進課	人権教育課
千葉県	健康福祉部 健康福祉政策課	人権教育室
東京都	人権部 人権施策推進課	指導企画課
神奈川県	県民活動部 人権男女共同参画課	行政課
新潟県	福祉保健部 福祉保健課	義務教育課
富山県	生活環境文化部 県民生活課	小中学校課
石川県	総務部 人権推進室	学校指導課
福井県	健康福祉部 地域福祉課	高校教育課
山梨県	企画県民部 県民生活・男女参画課	高校教育課
長野県	企画部 人権・男女共同参画課	教学指導課
岐阜県	環境生活部 人権施策推進課	学校支援課
静岡県	健康福祉部 人権同和对策室	人権教育推進室
愛知県	県民生活部 人権推進室	義務教育課
三重県	生活・文化部 人権・同和室	人権教育室
滋賀県	県民文化生活部 人権施策推進課	人権教育課
京都府	府民生活部 人権啓発推進室	人権教育室
大阪府	府民文化部 人権室	人権教育企画課
兵庫県	健康福祉部 人権推進課	人権教育課
奈良県	暮らし創造部 人権施策課	人権・社会教育課
和歌山県	企画部 人権政策課	人権教育推進室
鳥取県	総務部人権局 人権・同和对策課	人権教育課
島根県	環境生活部 人権同和对策課	人権同和教育課
岡山県	県民生活部 人権施策推進課	人権教育課
広島県	環境県民局 人権男女共同参画課	指導第三課
山口県	環境生活部 人権対策室	人権教育課
徳島県	保健福祉部 人権課	人権教育課
香川県	総務部 人権・同和政策課	人権・同和教育課
愛媛県	県民環境部 人権対策課	人権教育課
高知県	文化生活部 人権課	人権教育課
福岡県	福祉労働部 人権・同和对策局調整課	人権・同和教育課
佐賀県	暮らし環境本部 人権・同和对策課	人権・同和教育室
長崎県	県民生活部 人権・同和对策課	義務教育課
熊本県	環境生活部 人権・同和政策課	人権教育教育課
大分県	環境生活部 人権・同和对策課	人権・同和教育課
宮崎県	県民政策部 人権同和对策課	人権同和教育室
鹿児島県	県民生活局 人権同和对策課	人権同和教育課
沖縄県	文化環境部 平和・男女共同参画課	県立学校教育課
該当数	12	8

島根県作成

取り組みでは、①インターネットによる人権侵害(九%)、②患者及び感染者(六%)。あとはすべてゼロ。授業の取り組みでは、①障がいのある人(三九%)、②子ども(二四%)、③インターネットによる人権侵害(一八%)および外国人(一八%)で、同和問題は(二二%)で六番目でした。

表3 2010年度の県立学校における人権・同和教育活動

人権課題	生徒が学習した人権課題 の状況 (県立高校54校中、%)				教職員研修・PTA研修で 取り上げた人権課題の状況 (県立高校54校中、%)		
	講演	交流	授業	その他	教職員・ PTA研修	教職員 研修	PTA 研修
女性	11	2	39	4	11	59	2
子ども	6	19	33	2	15	31	2
高齢者	0	17	33	0	4	9	2
障がいのある人	16	16	30	2	19	20	4
同和問題	30	2	56	0	46	39	0
外国人	6	2	43	0	7	13	4
患者及び感染者	9	0	27	0	7	9	4
犯罪被害者・家族	4	0	6	0	7	4	2
インターネットによる人権侵害	36	0	29	2	17	26	6
刑を終えて出所した人	4	0	2	0	2	0	0
性同一性障害者	6	0	7	2	7	4	0
その他	4	0	9	4	11	7	0

(2) 教職員研修・PTA研修で取り上げた人権課題の状況

県立高校五四校中、教職員・PTA研修での取り組みは、①同和問題(四六%)、②障がいのある人(二九%)、③インターネットによる人権侵害(二七%)。教職員研修での取り組みは、①女性(五九%)、②同和問題(三九%)、③子ども(三一%)でした。

特別支援学校三五学部中、教職員・PTA研修での取り組みは、①障がいのある人(三四%)、②子ども(二一%)、外国人(二一%)、同和問題は九%で四番目。教職員研修での取り組みは、①女性(七七%)、②障がいのある人(六三%)、子ども(六三%)、同和問題は六〇%で四番目でした。

同和教育が異常なくらい、高い比率です。島根県教職員組合(県教組)の舟木健治委員長は「同和教育に比重が大きすぎて、肝心のいじめ、虐待、進路対策などが後手になっている。ある地域では差別発言をめぐって通報するシステムを意識しすぎて、職場の中で自由にものが言えない雰囲気がある」と憂慮します。

なぜ、島根県が「同和教育をすべての教育活動の基底にすえる」ことになったかは、部落解放同盟(「解同」)



の確認・糾弾をうけて、屈服してしまった経過があるからです。紙面の関係で今回は述べるできません。参考として、部落問題研究所発行の雑誌『部落』一九九五年一月号の特集・島根の部落問題・同和教育、『人権と部落問題』二〇〇九年九月特別号をご覧いただきたいと思ひます。

**教育事務所**

近年、部落差別は聞いたことがない！

島根県地域人権運動連合会（しまね人権連）が昨年行った教育事務所訪問では、各事務所とも一様に「部落差別はない」「近年、聞いたことがない」との回答でした。

人権問題の事件で最も多いのは、いじめ問題でした。

表面化した同和問題はないというのに、児童生徒支援加配教員では、旧同和加配がそのまま移行したケースが多いことに気づかされました。二〇一一年度、旧同和専任と同じような位置づけの進路保障加配教員は、四七人にのぼります。ある教育事務所で活動内容をきくと、午前中は授業等を行い、午後は隣保館などを訪問。奨学金の申し込み相談など、学校に相談できない人に対して個別に相談にのっているとのこと。同和の対象者を掘り起し、個別に訪ね歩いているのです。同和の子はどこ

だ、と探し回り、特別扱いするのは、差別解消に逆行します。

加配教員の中で、「日本語指導」を担当する教員がありました。県下で四人の加配ですが、教育事務所からは一五人の要望をしても、配置数は四分の一、十分な配置とはなっていません。そのため、日本語指導を担当する、市が雇用した非正規の「支援員」が配置されているところもありました。

一方では、外国人が日本語に苦勞して、十分な学習が保障されないのに、同和問題となると本人・家族が正面からは望まないことを裏から支援するという過剰な相談が「教育」の名のもとで行われています。

数ある人権問題のなかで、現実問題から離れて、特定の課題を特別視し、いわば人権に序列をつけて方針化すると、その時点から差別が生まれてきます。個人の尊重、平等を基本理念とする我が国の人権規定から離れていくことになります。

島根の教育が「同和教育を基底として」いることが根本的な誤りです。

**教員**

同和に固執する理由がわからない！

二〇一一年一〇月に島根県教職員組合が主催する教育

研究島根県集會に参加しました。驚きました。教員が実に忙しく、超過勤務は日常的。参加した教員からは、「忙しい中、人権・同和教育をやっているが、子どもたちに何が残ったか分からない」「県教委がなぜ、同和に固執するのか、分からない」「差別事象の確認書を読まされたが、おかしいと思った。それより、トイレの入口が男女共通になっていることの方がそ問題だと言ったら改善された」など人権・同和教育が行われてはいるものの、教師には戸惑い、疑問が多数あることが分かりました。

同時に、「おかしい！」と疑問を率直にぶつけていくことが現場では大切な課題だということを感じました。教育研究集會では、日本語指導の課題と展望についての報告があり、期限付き講師ではなく正式採用とすべきことや指導教員の養成などの要望がだされました。そして、最後に「日本語指導を必要とする子どもたちは、社会的に弱い立場。弱い立場の子どもたちが安心して学校生活を送れ、必要な教育を受けることができ、自分の将来の夢を描くことができるような教育をしたい」との発言には胸をうたれました。力を合わせて、そのような支援体制が構築されるように頑張りたいと思いました。

島根県教組がこの集會で『人権・同和教育Q&A』

(二〇一二年版)を發表されたのは、教育現場での教師の疑問に的確に答える良き資料となったことと思います。

#### 学校、地域、職場、行政で自由に語れる場を

今後の課題は、行政が同和問題を人権課題の筆頭にあげるのをやめ、人権一般で解決する立場にたつことです。「人権同和対策」や「人権同和教育」の名称をやめ、「人権推進」や「人権対策」など包括的立場で行政をすすめる立場にたつことです。

また、学校、地域、職場、行政で現状と解決すべき課題について、研究集會や職員会議、PTAなどで疑問点を出し合い、自由に語れる場をつくることです。方針先にあるのではなく、おかしいとおもったことを自由にぶつけあうことではないでしょうか。

島根県教育研究集會での「弱い立場の人が自分の将来の夢を描くことができるように」という教師の発言は、今後の地域社会すべての分野で繰り広げらるべき重要な考え方です。さまざまな団体や個人と連携して、住民自治と人権を守るネットワーク運動をすすめていきたいと考えています。

(かたよせ なおゆき/島根県地域人権運動連合会事務局長)